公　示　日　：2022 年 4 月 27 日(水)
調達管理番号：22a00092
国　　名　　：パレスチナ
担 当 部 署　：地球環境部環境管理グループ環境管理第二チーム
調 達 件 名：パレスチナ中東地域廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ３(廃棄物減量化)

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：廃棄物減量化
（２）　格　　付　　：３号
（３）　業務の種類：専門家業務

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 6 月中旬から 2023 年 2 月下旬
（２）　業務人月：現地　3.5 人月、国内　0.8 人月、合計　4.3 人月
（３）　業務日数：

- 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- 第 2 次 国内準備 3 日、現地業務 45 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：2022 年 5 月 18 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ

- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2022 年 5 月 31 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：
① 業務実施の基本方針 16 点
② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
（２） 業務従事者の経験能力等：
① 類似業務の経験 40 点
② 対象国・地域での業務経験 8 点
③ 語学力 18 点
④ その他学位、資格等 14 点
（計 100 点）

類似業務経験の分野	廃棄物管理分野に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし
（２） 必 要 予 防 接 種：新型コロナウィルス感染症ワクチン接種

6. 業務の背景

パレスチナ自治政府にとって固形廃棄物管理（SWM：Solid Waste Management）は最重点分野の 1 つであり、同政府は「廃棄物管理国家戦略 2017-2022」により中期的な取組方針を定めている。また、国家開発計画アジェンダでは、SWM のサービス品質を新たなレベルに高めること、廃棄物部門が抱える現状の課題を広域行政カウンシル（JSC：Joint Service Council）や官民連携案件（PPP：Public-Private Partnership）の活動を通じて民間部門による投資が可能な機会へと変えることを目指す、としている。そのような状況下で SWM システムの持続可能性を確保するためには、行政サービスの一環として廃棄物管理事業を担う JSC と地方自治体庁(MoLG：Ministry of Local Government) のさらなる能力強化が必要である。日本は 10 年以上 SWM 分野の支援を展開している主要ドナーの 1 つであり、ヨルダン川西岸地区およびガザ地区

において無償資金協力による機材供与や技術協力を通じて JSC の確立や MoLG の SWM 能力の強化を支援してきた。

一方、パレスチナ自治区ではイスラエルにより土地利用の厳しい制約が課されており、最終処分場の新規設置が非常に困難な状況にあり、また既存の処分場についても容量が限界に近付いている。そのため、最終処分場への廃棄物流入量を抑えるための廃棄物減量化(※)が喫緊の課題となっており、このような状況に対処するための MoLG や JSC の更なる廃棄物管理能力強化が要請された。

本技術協力プロジェクト「廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ 3」（以下、「プロジェクト」と言う。）では、国家廃棄物管理戦略（2017－2022）に基づく廃棄物発生抑制および廃棄物埋立量の削減に向けた廃棄物減量化のための活動がパレスチナ全域で開始され、実行可能な廃棄物減量化プログラムとそのための実施体制を MoLG から国家廃棄物管理委員会に提言することを目的として協力する予定である。

更に本プロジェクトでは、パレスチナにおける新型コロナウイルス感染拡大を受け、医療廃棄物の適切な処理体制の構築及び廃棄物管理従事者の労働安全衛生向上にかかる能力強化が急務となっていることから、緊急支援による医療物資調達と組み合わせた指導を実施している。これらの活動は感染症拡大状況下においても廃棄物管理サービスの運営を維持するために不可欠であるだけでなく、JSC の能力強化や現地関係者の意識向上、ひいてはこれを統括する MoLG の政策実施能力強化にも資するものである。

また 2020 年以降の COVID19 の世界的流行に伴い、プロジェクトでは、安全で衛生的な廃棄物管理の実現と人材育成を実行するため感染性廃棄物管理の支援も行っている。これらの能力強化に資する活動を通じ、これまで日本が展開してきた支援効果の定着及びプロジェクト終了後の持続性の確保も図ることが期待されている。

※本事業における「廃棄物減量化」とは、廃棄物の発生段階での発生抑制（Reduce）を指すのみならず、中間処理等を通じての Reuse や Recycle をも示す 3R 活動そのものであり、結果として最終処分段階での廃棄物の量的な減量化に資するすべてのプロセスを指す。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの専門家チーム（以下「JICA 専門家チーム」と言う。）の一員として、これまで廃棄物減量化（※）に係る活動を推進してきたプロジェクト・ローカル専門家、事業関係者と協力連携して廃棄物管理分野における知見・経験・教訓を踏まえ、MoLG 及び各 JSC や主要な関係者を対象として廃棄物減量化の実施にあたっての技術指導・政策提言を行う。なお、廃棄物減量化において重要な柱となる住民等の意識啓発については、現地派遣中の長

期専門家(業務調整/3R・意識啓発)がローカル専門家と共に活動を実施中であるため、同専門家と密に連携し実施する。

※本業務で連携するプロジェクト専門家の活動内容
（１）短期専門家（廃棄物管理政策/チーフアドバイザー）
C/P 機関関係者に対する政策面の指導・支援を主とし、MoLG 及び JSC の廃棄物管理にかかる全般的な能力強化、経済的インティブや官民連携の推進にかかる政策手法や法制度整備促進に必要となる技術的な助言を行う。

（２）長期専門家（業務調整/啓発活動/３R）
日・パレスチナ両国の各関係機関との調整や広報活動に加え、主に啓発活動の実施を担う。具体的には人材育成及び研修事業、MoLG による指導・モニタリング体制の構築・実施支援を想定する。

現在、以下の７つの JSC において廃棄物減量化を目的とするパイロットプロジェクトを実行中である。

１） Jenin JSC : 地方都市におけるコミュニティ・ベースの廃棄物発生源分別及びコンポスト製造と循環
２） Jericho JCspd : 民間連携による廃棄物分別収集・ベーリング（プラスチック・古紙段ボール）と民間への売却
３） Ramallah JSC : 民間連携による廃棄物分別収集・ベーリング（古紙・段ボール）と民間への売却
４） Bethlehem JSC ; 農業組合との連携によるオリーブ搾りかす廃棄物と古紙段ボール廃棄物による固形燃料（RDF）製造及び販売
５） Hebron-Bethlehem Highrt JSC:アルメイア処分場における機械選別生物処理プラント（MBT; Mechanical and Biological Treatment）の設置とコンポスト製造
６） JSC-GNG（ガザ北部）: 各家庭での発生源分別及び家庭用ロータリーコンポスターによるホーム・コンポスト製造と循環
７） JSC-KRM（ガザ南部）: DX（携帯アプリ）を利用したごみ排出マナー醸成およびプリペイドシステム導入

これら活動の結果を踏まえ、C/P による国家廃棄物減量化計画（National Waste Reduction Plan）ドラフト及び、次期国家廃棄物管理戦略（National Solid Waste Management Strategy 2024-2028）ドラフトの策定支援を 2 回の現地派遣と国内作業を通じて行う。

（１） 国内準備期間（2022 年 6 月中旬）

① プロジェクトから提供する先行する JICA プロジェクトの報告書、月報、関連する他ドナー報告書、パレスチナ自治政府作成の関連報告書及び法令・政策文書、パレスチナ廃棄物管理に関する学術論文や当該分野刊行物等をレビューし、パレスチナにおける廃棄物管理分野と廃棄物減量化の現状及び課題を把握する。

② JICA 地球環境部、JICA 専門家チーム、及びパレスチナ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ 本業務に係るワークプランの作成

（２） 第 1 次現地業務期間（2022 年 7 月初旬～2022 年 9 月初旬）

① 現地業務開始時に JICA 専門家チーム（チーフ・アドバイザー）と調整のうえ、パレスチナ事務所、C/P 機関に業務全体のワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 週例で開催されるプロジェクト関係者の集まるコアグループ会議及び JICA 専門家チーム会議、すべての JSC が集まりプロジェクト進捗報告を行う 15JSCs 会議に必ず出席し、関係者に活動計画を説明するとともに円滑な実施のための認識共有を図る

③ 西岸地区及びガザ地区の全ての JSC の現場サイトを訪問し、現地の状況を把握する。各地区で JSC が策定した廃棄物減量化計画や実行状況を精査し、パレスチナの廃棄物管理分野における知見・経験・教訓を踏まえつつ計画の改訂や改善のための指導を MoLG 職員、JSC 職員に対して行う。

④ 廃棄物減量化に関する日本及び他国の取組を紹介するウェビナー（MoLG 職員、 JSCs 職員、ローカル専門家が出席）を開催し、廃棄物減量化に関する講演を行う。

⑤ 西岸地区及びガザ地区の 7 つの JSC で実施中のパイロット・プロジェクトの実施状況を精査し、各 JSC 職員に対し技術的助言や改善指導を行う。

⑥ C/P 及びローカル専門家と協働で、プロジェクトで既に策定支援を行っている国家廃棄物減量化プログラムの骨子案（章構成や項目の頭出しと概要案）及び次期国家廃棄物管理戦略(2024-2028)の骨子案の策定支援を行う。

⑦ 第 1 次派遣期間の最終段階で、本業務従事者が行った全ての活動をまとめてプロジェクト関係者の集まったコアグループ会議及び全ての JSC が集まった会議にて発表する。その議論を踏まえて報告書を作成する。

⑧ 専門家チームとともにローカル専門家の活動計画と実態を確認し、必要に応じ指導を行う。

（３） 第 1 次国内整理期間（2022 年 9 年中旬）
第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（４） 第 2 次国内準備期間（2022 年 10 月初旬～）
第 1 次現地業務終了後、第 2 次派遣に関してワークプランの変更がある場合は作成、地球環境部、JICA 専門家チームによる確認の後提出する。併せて、パレスチナ事務所にもデータを送付する。

（５） 第 2 次現地業務期間（2022 年 10 月下旬～2022 年 12 月下旬）

① 第 1 次と同様に、業務実施に当たっては週例で開催されるプロジェクト・コアグループ会議及び JICA 専門家チーム会議、月例の 15JSCs 会議に必ず出席し、関係者と計画の共有及び意思統一を図った上で活動する。
② 第 1 次と同様に、現地活動に当たっては JICA 専門家チーム（チーフアドバイザー、長期専門家(業務調整/3R・意識啓発)）及びカウンターパート、ローカル専門家とのチームワークを重視して活動する。
③ 西岸地区及びガザ地区の全ての JSCs の現場サイトを改めて訪問し、各 JSC での廃棄物減量化計画の実施状況を視察・評価分析し追加活動を行う。
④ 西岸地区及びガザ地区の 7JSCs で実施中のパイロット・プロジェクトの実施状況を改めて精査し、評価分析し、各 JSC 職員に対し技術的助言や改善指導を行う。
⑤ JSC 廃棄物減量化計画の実施状況及び 7JSCs によるパイロット・プロジェクトの成果や教訓を踏まえて、カウンターパート及びローカル専門家と協働で、国家廃棄物減量化プログラムのドラフト案及び次期国家廃棄物管理戦略(2024-2028)の骨子案の策定支援を行う。
⑥ 第２次派遣期間の最終段階で、業務従事者が行った全ての活動をまとめてコアグループ会議及び 15JSCs 会議にて発表する。その議論を踏まえて報告書を作成する。
⑦ 専門家チームとともにローカル専門家の活動計画と実態を確認し、必要に応じ指導を行う。

（６） 第２次国内整理期間（2023 年１月中旬）
専門家業務完了報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

（７） 帰国後整理期間（2023 年２月上旬）
専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務ワークプラン（業務全体）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために英文で作成。業務の具体的内容（案）などを記載。提出方法は以下のとおり。
・電子データ【英文】

（２） 現地業務結果報告書
各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出方法は以下のとおり。
・電子データ【英文】
・電子データ【和文】
ただし、第２次現地業務結果報告書（和文）は（４）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第２次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏める。

（３） 専門家業務完了報告書（和文３部）
2023 年２月 10 日(金)までに提出。
現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 地球環境部及びパレスチナ事務所に提出し、報告する。
C/P 及びローカル専門家と協働して作成した国家廃棄物減量化プログラムドラフト案、及び国家廃棄物管理戦略(2024-2028)ドラフト案については各次報告書に参考資料として添付して提出する。体裁は、コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドラインを参考とし、印刷物は簡易製本とする。また電子データを併せて提出する。なお、各次報告書には現場写真集を必ず含めることとし、その写真解像度は 300dpi 以上とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約に

おける経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html
留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田⇒仁川⇒テルアビブ⇒仁川⇒成田を標準とします。

（２） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の在外事業強化費については、JICA パレスチナ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費

＊臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（３） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

７．業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は２．契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
現時点でイスラエル入国時には 24 時間の隔離期間が必要です。隔離期間中は遠隔で業務を実施予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は短期専門家(チーフアドバイザー)・長期専門家(業務調整/3R・意識啓発)並びに本コンサルタントになります。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配：第 1 次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
ウ） 車両借上げ：なし（臨時会計役による委嘱）
エ） 通 訳 傭 上：なし
オ） 現地日程のアレンジ：第 1 次現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
カ） 執務スペースの提供：MoLG における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 地球環境部環境管理グループから配布しますので、（gegem@jica.go.jp）宛にご連絡ください。
・ジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト業務完了報告書
・廃棄物管理能力向上プロジェクトフェーズ 2 業務完了報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
イ）提供依頼メール
・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
・本　文　：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取

れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上